

JR東日本ユニオンの栗原孝氏(前・松戸車掌区指導助役)がJR東日本会社を相手に起こした「訓告処分無効確認等請求事件(松戸車掌区事件)」の控訴審判決が8月18日、東京高裁で言い渡された。原告の控訴を棄却する不当判決であった。

松戸車掌区事件控訴審で東京高裁が不当判決！ 事実認定に応えることなく一審判決に追随！

栗原孝氏は、2008年8月、「複数の社員から酒気帯びを指摘され勤務の一部を欠いたことは、社員として不都合な行為である」として訓告処分を受けるとともに、東京臨海高速鉄道への出向命令を受けた。JR東日本は、「アルコール臭がした」とする東労組一部組合員の指摘のみを根拠に、会社として責任を持って事実関係を調査することもなく、栗原氏に処分を下し、出向発令を行ったのである。

昨年7月21日に行われた証人尋問では、原告側証人が栗原氏の酒臭を否定するとともに、事件当日の状況を詳細に証言したにもかかわらず、東京地裁は1月28日、この証言を一切採用することなく、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。原告側は、会社の主張を一方的に認めた判決を不服として直ちに控訴し、第1回口頭弁論が5月17日、東京高裁で行われ、弁論終結となり結審となった。

東京高裁は、今回の控訴棄却にあたって、以下の判断を下している。

○控訴人は、H車掌、Y車掌及びS車掌が「酒臭がした」と報告したとの事実を認めるべき証拠はなく、原審の認定は誤っていると主張するが、控訴人の主張は、次のとおり理由がない。

酒臭は、環境や感知者の感知能力、さらには、その身体的及び心理的状況などの影響を受けるのであるから、酒臭を感知しない者がいたとしても、酒臭がなかったことの根拠となるものではない。

本件では、控訴人が添乗指導をした被指導車掌5名のうち3名が控訴人に酒臭がした旨を申告しているのであり、かつ、控訴人の前夜における酒量もこのことと矛盾しないのであるから、原審が何らの根拠もなく、控訴人の主張を排斥したものではない。そして、これらの申告があったことにより上記3名が控訴人に酒臭がすると現実に感知したと認めることに違法はない。

○控訴人は、本件出向命令は無効かつ違法なものであり、本件出向命令は適法に行われたものであって権利の濫用とは認められないとする原審の判断は、誤りであると主張するが、控訴人の主張は、次のとおり理由がない。

控訴人は、原審が、本件出向命令はJR東労組の意向に配慮してされた不当なものであるとの控訴人の主張に対し、「これを認めるに足りる証拠はない」と判示する点について、東労組が、正当な理由もなく控訴人を執拗に敵視していた状況下で、平成20年8月12日、S区長は、「組合(東労組)は、(栗原)指導助役の訓練は受けられないと言っている」あるいは「分会が、そんな酒気帯び助役の訓練は受けられないと言っている」などと言い、「こうなってしまったからには、この職場はやりにくいだろう。転勤を早急に実現したい」と述べ、被控訴人が東労組の意向を配慮して控訴人を松戸車掌区から他に異動させるつもりであることを明言していると主張する。

しかし、S区長が上記のような発言をしたことが事実であるとしても、職場において控訴人が置かれた状況を述べたものと理解することが可能であって、直ちに本件出向命令が東労組の意向に配慮してされたことを裏付けるものとはいえない。原判決が判示するとおり、控訴人の主張は、憶測の域を出るものではないというべきである。